

**令和元年度**

**第 11 回 佐々町農業委員会総会議事録**

**令和2 年2 月2 6 日（水）**

**佐々町農業委員会**

令和2年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年2月26日(水)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 令和2年2月26日(水)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君		
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
12	吉永 勝彦 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
4	藤永 茂 君	5	築城 武美君		

## 8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 第6回ながさき女性農業者の集いについて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(4) 審議事項

第33号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第35号議案 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

第36号議案 非農地通知について

(5) その他

①農地利用最適化推進会議（全体会）の日程について

②3月定例会の日程について

③その他

事務局長（金子 剛君） 皆様、こんにちは。ちょっと時間より早いようですが、皆様おそろいですでの、始めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和元年度第1回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、藤永会長より挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。総会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

今日はよい天気のようでございますけれども、このところ天気が続かず不安定であり、雨が多くて思うように仕事にならずに農作業等に影響を及ぼしていることだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

本日は、ここに1回の総会に御出席をいただき、開催できることを厚くお礼を申し上げます。

また、このところ御存じのように新型コロナウイルスということで感染問題が連日、テレビ、新聞等で報じられておりますが、国内だけでも、御存じかと思いますが、本日やつたですかね、感染者数が既に862名に達したということが報道されたようでございます。私たち長崎県及び佐々町につきましては、感染の可能性は低く、心配はありませんが、ただ、隣県の熊本、福岡など、感染者が出ており、今後、ますます全国的にも感染の拡大が予想され、楽観視はできない状況にあるかと思います。

また、スポーツ関係でも、始まったばかりのサッカーJリーグの試合が中途で延期となりました。また、大相撲春場所も、これは中止を視野に置いて、無観客かということで3月1日にそれを決めるということも言われておりますし、ややもすると、この夏の東京オリンピックまで影響しえしないかという、中止もあり得るということが言われておりますし、非常に大きな問題になってきているようでございます。

また、スポーツ界だけではなくて、あらゆる集団の一大行事、あるいは観光事業、人の集まるイベントなど、諸行事の開催が見合わされて中止されております。

私たちに直接影響はないかもしれません、少なからずともに、産業、経済、あるいは流通などに影響がないとは言えません。コロナ感染の終息するまでは時間がかかるようですので、心して対応していく必要があるのではないかと思っているところでございます。

さて、前置きが長くなりましたが、本日の案件につきましては少ないようと思われますが、中でも審議事項の34号議案第5条の許可申請についてということでございますが、神田の保育所関係のことあります。大きな懸案事項の一つでございました。慎重審議いただきますようにお願い申し上げます。

また、案内のとおり、総会終了後は現地確認となっておりますので、最後までの御協力を  
をお願い申し上げ、挨拶に代えたいと思います。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

それでは、本日の出席委員は12名でございます。吉永委員から欠席届が出ております。  
それから、最適化推進委員の方におかれましては5名全員出席です。委員は定足数に  
達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めるということに  
なっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

会長（藤永 九市君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項にあらか  
じめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。お諮りをいたします。

（「異議なし」の声あり） ありがとうございます。それでは、この日程どおり議事進  
行をいたしますので、よろしくお願ひします。

では、座らせていただきます。

これより議事に入ります。

まず、（2）議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなってお  
りますので、4番、藤永茂委員、5番、築城委員を指名いたしますので、よろしくお願ひ  
いたします。

日程2を終わらせていただきます。

それでは、日程3の報告事項に入ります。

報告第1号第6回ながさき女性農業者の集いについて、事務局から報告をお願いしま  
す。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、第6回のながさき女性農業者の集いについてということで、先般、2月6日木曜日13時30分から17時までにかけて諫早市のL&Lとい  
うホテルで開催されております。

出席につきましては、和田委員と山下委員、それから事務局金子で、3人で出席をいた  
しております。

内容につきましては、まず、挨拶でながさき女性農業委員ネットワークの会長であられ  
ます西村ふじ子さんから挨拶がありまして、地域農業が元気になることを目指して今日の  
会議を開催しますという内容の挨拶があつております。

それから、記念講演ということで、講師に女性の方お二人、藤清光さん、この方がふるさとの料理人、それから中山美鈴さん、これは食文化の研究家、この二人で「食はいのち！～足下の宝、ふるさと料理～」というテーマで講演があっております。このお二人につきましては、全国歩き回られまして一応30年間今されていると、5,000回以上の講演をされているという講演があっております。それから、この方たちにおかれましては、福岡のRKBラジオ「アサラジ！」というラジオ番組等にも出演をされているようございます。内容につきましては、現代の方、若い方についてはインスタント系等、こういった食べ物が多くなってなかなか米等を食べないということで、米を食べてくださいというような内容の講演でございました。インスタントを食べると早死にするとか、だから、親よりかは子供が先に死ぬケースが今増えてきているというような内容の講演でございました。なので、いつもこの女性農業委員の集いの講演については、農業とはまた全然別の方たちを招いての講演が毎年あっております。

それから、事例発表がございまして、まず、大村市から小川さんという方、「経験を力に農業を楽しむ」というテーマで、この方はまだ23歳ですかね、若い女性農業者でございまして、経営はイチジクとアスパラガスとかんきつ類。この方はもともとは大阪に在住であったんですが、おばあちゃんが大村の方ということで、家族で全部大村に移住をされて、小川さん自身も諫早農業高校から長崎県の農業大学校を卒業されて、今、おばあちゃんが営まれている農業に就農されているという状況です。若手の女性農業委員は珍しいということで、いろんな目線があると。ただ、今となれば、直売所やイベント等に参加して少しずつ周囲からも目線が変わりつつあると。女性農業者への関心が高い今だからこそ、周囲に認めてもらえるように人一倍努力して、将来は商品等を開発して販売していきたいというような内容でございました。

それから、次が長崎市の山田さん、「大切だと思うこと」というテーマでございます。経営はエリンギです。長崎市のこの方は50代の方でございまして、もともとはもう県外でのOLをされていたと。40歳のときに農業の経営者の方と結婚をして、今は外国人の実習生を呼んでの経営をされているということで、その方たちの教育とか実習の生活の指導とか、経理の担当なんかをやっているという内容でございます。

それから、3番目に佐世保市の西山さん、農商工の連携の成果ということで、佐世保市のこの方は旧世知原町の出身の方でございます。経営は新鮮な野菜と総菜、そういったものの販売。以前、せちばるストアってあったと思うんですが、そこが辞められまして、そこの跡を販売所にして総菜とか野菜等を今販売しているという状況でございます。今後

も農業と商業が連携をして活動することで、人と人のつながりを大切にしながら小さな町の暮らしを支えていきたいといった内容でございました。

それから、最後にグループ討議がございまして、各班に分かれて記念講演や事例発表で聞いたことの感想、それから次回に向けた意見等や要望等の協議を行ってまいりました。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま事務局長から報告を頂きましたけれども、当日はお忙しい中に、和田委員、山下委員、御苦労さまでございました。両委員のほうからは何かこのことについて説明するところ、報告することはございませんか。ありません。はい、10番、どうぞ。

10番（山下 夕見子君） 事例発表は事務局長が言わされましたので、一番講演が心に残っていて、藤さんの講演で、食に関する講演で、昔からの食生活はいいんだなと言っておられました。今は食品があり過ぎて子供たちの病気、糖尿病などが多いそうです。だから、昔の人は元気というより、やはり食生活がいいから長生きするんだなと思いました。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。和田委員さん、ないですね。はい、どうぞ。

7番（和田 貞子君） 藤清光さんって男性の方かなと思ったんですけど、名前からしてですね、実は女性の方だったんです、講師の先生は。私が一番心に残っていることは、まず、朝から具だくさんのおみそ汁を食べて、梅干しさえ毎日1個食べておけば元気で長生きできるんだなという、結果的にですね、そういう感想を持って帰ってきました。だから、こういうお話は若い女性の方に聞いていただきて、子育て中の方とかそういう方に聞いていただいたらよかったですのになと思いつながら帰ってきました。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。このことにつきまして、皆さん、ただいま報告を受けた中で御質問がございましたらお受けしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。ありませんね。ないようございましたら、次に行きたいと思います。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局からの報告をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の3ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書。

賃貸人でございます。〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

下記土地については、賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知しますということでございます。

土地の所在が佐々町市場免字倉前83の1。地目、台帳、現況とともに田、1, 150m<sup>2</sup>。同じく本田原免字土肥ノ内247の1。地目、台帳、現況とともに田、面積が1, 805m<sup>2</sup>でございます。

賃貸借の解約の申し入れた日が令和2年1月28日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日が令和2年1月28日、賃貸借の合意による解約をした日、失礼しました。土地の引渡期間が令和2年1月28日でございます。

場所につきましては、6ページの航空写真を見ていただければと思います。この青く囲った部分が今回の合意解約の土地でございます。ちょうどこれは佐々駅の裏手のほうです。今、○○○○さんがタマネギをここ、栽培されていたんですが、前回の解約も同じなんんですけど、どうしても機械等が地盤が緩いということでどうしても作りづらいということで、今回の解約がでているという状況でございます。後の借りられる方についてはまだちょっと今探しているというような状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。ただいま第2号の報告が終わりましたけれども、これにつきまして何か御質問ございませんか。4番。

4番（藤永 茂君） 4番です。

事務局長（金子 剛君） 藤永さん、スイッチをつけてもらっていいですか。

4番（藤永 茂君） 今、事務局から説明がありましたが、今、口石の方が、○○○○さんがタマネギを栽培しておられたということです。ここは口石から結構機械も運んでいかなければいけないような地理的な状況もあります。また、空いたからといって、口石の生産者のほうで作っておられたので、また口石のほうで探せと言われても地理的に無理なところがあるので、関係する地元の方などの協力を得ながらしていかなければ無理だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局長（金子 剛君） はい、分かりました。

4番（藤永 茂君） 結構です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。当然のことだと思います。地区の農業者がお世話をするのが本当だと思っておりますので、この辺はよろしくお願ひしたいと思います。

推進委員（森田 謙介君） いいですか。

会長（藤永 九市君） はい、15番、どうぞ。

推進委員（森田 謙介君） 初めて質問させていただきますけど、この○○○○さんのところは実は私が行きました。それで、家も分からず探して、やっと私の同級生かなと思ったら私よりも2つ先輩で、私の同級生はいつの間にか辞めておりましたけれども、○○○○さん

といろいろ話したんですけども、もう自分は探し切らんと。農業委員会のほうで何とかならないかというような答弁だったんですけども、今、藤永委員が言われたように、やっぱりあの辺、里の近くだったら、〇〇〇〇さんのあの辺だったら私もよく分かるんですけども、駅の裏は誰が作っておるかもさっぱり分からず、水がどのように流れているのかも分からないということで、配水はいいんですよと、水はどんどん入ってきますと言われまして、作付は簡単にできますということだったんですけども、その後の秋の稻刈りになりますとやっぱり水がよく入ってくるということは反対に水はけが悪いということで、里の方も何名か作っておられたみたいですが、その人にはあんまり作ってもらいたくないような言い方もされたんですけども、本当にいろいろ長い間話をして、農業委員会のほうで〇〇〇〇さんが分からなければできることは私たちもしておきますので、報告については事務局のほうから何らかの話があると思いますので待っておいてくださいということで話をしましたので。

そして、もう一つ、ここに載っていないのがあと2件あるんです。〇〇〇〇さんといわれる方と〇〇〇〇さんです。同じ〇〇〇〇君が作っていたんですけども、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは何か中間管理機構を通しておられたので、私はそういうのも分からなかったので、いろいろと話をしていたら、いや、自分たちは中間管理機構を通しておるからまだいい、事務局のほうで何とかしてくださいというような返事を頂いたんですけども、これが何年、〇〇〇〇さんだってあと何年残っているのかも私は分かりませんけれども、だから、事務局のほうへ行って、今後どうされるのか。春先になって植え付けも何もされんばいと心配されるかもしれませんので、その辺りも事務局のほうからよく説明をされて、やりっぱなしと言われないように私たちも誠意をもって私は言ってきたつもりですので、そういうことをどこかに置かれて対応していただければと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

以上です。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、あと何年残っているかということでございますが、今載せている解約の分は5ページのほうに各筆明細をつけております。ここに一応、平成30年5月1日からの契約でございまして、一応35年ですね。ここに載せております。中間管理のほうは、もうこれも解約の届けを中間管理機構に出しております。ここは10年契約でしたので、まだ期間はあるという状況です。

ここは、〇〇〇〇さんの前に里の〇〇〇〇さんという方が借りていらっしゃったんですけど、そのときは水稻を作っていたんです。ただ、その方もちょっと農機具の搬入で地

盤が緩いということで解約になっておりますので、産業経済課のほうにも確認を今しているところなんですが、下の暗渠関係ですね、そういったところを入れないことには今後もまた借りても同じなのかなという状況ですので、今、ちょっと協議しておりますので、一応報告でございます。

会長（藤永 九市君） はい、どうぞ。15番。

推進委員（森田 謙介君） 今、事務局のほうから中間管理を通して10年と言わわれたですね。

事務局長（金子 剛君） はい。

推進委員（森田 謙介君） それで、○○○○君は二、三年しか作っておらんと思うんですけれども、中間管理機構はあの7年か6年はしないはずと思うんですが、契約は10年してあるんですよね。その後は3年しか対応がしないと私は頭に入れているんですけども、そうじゃないんですか。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 中間管理が大体5年以上の契約になるんです。なので、もうほぼ10年で契約、中間管理はですね。ただ、解約の手続をすれば当然解約はそこでできますので。

推進委員（森田 謙介君） じゃあ、中間管理機構のほうで……

事務局長（金子 剛君） だから、短い期間であれば、今までどおりの農業委員会との契約で5年以内とか、こちらのほうで結んでいるという状況です。

推進委員（森田 謙介君） 解約をすることは、○○○○さんにだって今話をしてあるのですか。

事務局長（金子 剛君） はい、しております。

推進委員（森田 謙介君） そうですか。

事務局長（金子 剛君） はい。○○○○さんにもしております。

推進委員（森田 謙介君） されたんですか。

事務局長（金子 剛君） しています。はい。

推進委員（森田 謙介君） じゃあ、いいです。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。貴重な御意見を頂きましたけれども、その節は本当に御苦労さまでございました。

このことについては、申し上げますように、事務局長を含めて、事務局を含めて地元委員さんと協議していただきながら、今後のお世話をいただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。17番。

推進委員（湯村 速雄君） 機構の対象の田んぼの番地とかは公表されないんですか。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんと言われる田んぼの番地。

事務局長（金子 剛君） いや、公表しても構いませんけど、たまたまここに載せていないというだけで。

推進委員（湯村 速雄君） 今、口頭で。

事務局長（金子 剛君） 今は——ちょっと待ってくださいね。今、資料のほうを持ち合わせていませんです。

会長（藤永 九市君） 暫時休憩して持ってくる。

推進委員（湯村 速雄君） 隣ですか。

事務局長（金子 剛君） そうです。隣ではあるんですけど。

会長（藤永 九市君） 急な案件ではなかったつけ。

事務局長（金子 剛君） 急な案件ではないです。

会長（藤永 九市君） 事務局で後ほど対応するか、回答するかということにしましょうか。

2番（吉野 裕君） よかですか。

会長（藤永 九市君） はい、どうぞ。2番。

2番（吉野 裕君） さっき森田さんのおっしゃられたとは、借手が見つからないときは、3年間は管理機構が面倒を見ますよということを確認されたと思うんですけど、借りておる期間は10年ばってん、途中で借手が耕作できなくなった場合は、次の人が見つかるまでの3年間は機構が責任を持って管理をするという事が中間管理機構のあれじやなかつたですか。

事務局長（金子 剛君） そうです。

2番（吉野 裕君） それを尋ねられたと思うんですけど。

事務局長（金子 剛君） そういうことですね。

推進委員（森田 謙介君） 解約をしたと言われたから、全然話が合わんかなと。

事務局長（金子 剛君） すいません、そこはもう1回、中間管理と確認をしますので。（私語あり） そうですね。（私語あり） ちょっと確認しますね。

会長（藤永 九市君） 今。

事務局長（金子 剛君） いや、後で。

会長（藤永 九市君） ただいまの件につきましては、皆さん、説明でお分かりかと思いますけれども、10年間の前提で機構を通して借りておったやつが3年で終わるような形で、その後どうなるかということの問題でしょう。

推進委員（森田 謙介君） ですから、〇〇〇〇さんたちはわざわざ中間管理機構を通してしておられるから、不平がないようにやっぱり責任持ってぴしゃっと対応をしていただければ私は結構です。

事務局長（金子 剛君） はい、分かりました。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。我々はずつとするのに、隣は反映するのにどういうことかという問題が出てくるかと思いますけれども、その件については後をもって事務局長がしっかり調べてお願いしたいと思いますけれども、ようございますかね、この件につきましては。

何かほかにこの件につきましてございませんか。はい、8番。

8番（池田 邦義君） 今の問題は、結局、中間管理機構と契約した耕作者ですか、そういうのはやっぱり10年間という長丁場、最低でも5年とかなっていますけど、こういう状態で我々ももうどんどん年配、年を取っていくわけですから、結局、途中で解約という形になるわけです。そうした場合、後を引き継ぐためには、湯村さんが言われるように、農業委員会等で解約の事例があった地目、番地ですか、あの番地とか、そういうのを提示していただいて、農業委員会全員ですよ、もし作るという希望者があればそういうのも募っていいんじゃないかなと思いますけど、そういうのは検討してもらえますか、事務局で。よろしくお願ひします。

会長（藤永 九市君） おっしゃるとおりです。どうぞ、事務局長。

事務局長（金子 剛君） すいません、その分は再度確認をして、次回から中間管理の解約等もありましたら資料に報告として載せさせていただきたいと思います。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。8番委員、それでようございますでしょうか。

8番（池田 邦義君） はい。

会長（藤永 九市君） はい、ありがとうございます。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

17番。

推進委員（湯村 速雄君） 中間管理機構の管理の範囲というと、どこまでどうなっているんでしょうか。管理という、どこまで管理しますとか。また、地代の弁済は管理機構がするわけじゃないんでしょうね。

事務局長（金子 剛君） 基本的には、農地を長崎県の農業公社ですたいね、管理機構。そこが借りて、そこが借人を見つけるというような形の流れなんです。ただ、見つけるのは各自治体に今はなっているものですから、そういうところでは、もう一旦預けているので、農地自体はもう長崎県農業振興公社が管理しているというような形です。（私語あり） そうです。結局はもう各自治体が管理しているような形にはなるんです。もう書類上だけ管理

機構に行っているというような段階ですね。もう現場も確認は当然するわけじゃないと思うので。農業振興公社もですね。そこはちょっと矛盾しているのかなという形は、市町村からいえばそういうふうに。そういった会議の中でも、そういったクレーム的なところは結構出ます。一旦貸して、あなたたちが見つけるというのに、何で私たちが見つけなきゃいけないのかのような意見は出ます、担当者会なんかに行ったときは。

推進委員（湯村 速雄君） 水路の関係とか、田んぼの配水の管理なんかはもう町がするわけですか。

事務局長（金子 剛君） そうです。

推進委員（湯村 速雄君） 分かりました。

会長（藤永 九市君） それでは、ようございますか。事務局長も答弁していますが、現状がどういうことか。とにかく中間管理機構というのは便宜上だけのような感じで、実際は、結局、地元の町の農業委員会に委ねるような形になってきてているのが現状じゃないかなと思いますけどね。

事務局長（金子 剛君） はい。

推進委員（湯村 速雄君） 管理機構の管理の直轄は産業経済課ですよね、農業委員会じゃなくて。

事務局長（金子 剛君） そうですね。直轄はですね。賃貸借ということでうちに、今、農業委員会がしているというような形で、事業自体は産業経済課です。なので、この事業がもしかなくなったりすればどうなるのかというような質問もあるし、今までこの基盤強化法の部分を移行して契約しているのに、その事業がなくなったら多分流れると思うんです。今まで何だったのかというような意見等も結構あります。

推進委員（湯村 速雄君） 機構の対応については、10年以上たつたら配水工事もできますような感じだったんですけど。

事務局長（金子 剛君） いや。

推進委員（湯村 速雄君） 取組等は。

事務局長（金子 剛君） いや、そこはちょっと私らが理解しておらんだけで。

推進委員（湯村 速雄君） 配水工事もしますみたいな。

事務局長（金子 剛君） そこは管理事業での話であるので、農業委員会としてはこの賃貸借というような形になる。

会長（藤永 九市君） 本当に機構がどんどんそれを進めておることがあって、そういう条件を満たすようなことが前提で話があったことも確かだと思います。こっちの捉え方次第によ

っては、あるいは（聞き取り不能）によってはできるかと思いますけれども、こういうまた事例は今のところなかですね、そういうことは。

事務局長（金子 剛君） ないですね。産業経済課のほうにもその辺は確認をいたしますので。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。この件についてはようございますか。いろいろお話があるようですがれども、次に進みたいと思いますけれども、そういうことでよろしくお願いします。

これをもちまして、報告事項を終わらせていただきたいと思います。

次に、日程4、審議事項に入りたいと思います。

第33号議案農地法第3条の規定による許可申請書を議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の7ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

議案第33号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転の申請承認について。

土地の所在、北松浦郡佐々町羽須和免字牧崎950番1。登記、地目、現況ともに田でございます。面積が333m<sup>2</sup>。譲受人、○○○○、○○○○、農業。譲渡人、○○○○、○○○○、自営業でございます。申請の理由といたしましては、売買による所有権移転を行うということでの申請が上がっております。経営面積でございますが、譲受人が田の8, 859、畠の1, 088、合計の9, 947m<sup>2</sup>。譲渡人、田の808m<sup>2</sup>、畠の1, 725m<sup>2</sup>、計の2, 560m<sup>2</sup>でございます。稼働人員は1名となっております。

次、10ページをお願いいたします。

農地法の第3条の規定による許可の申請の所有地の状況でございますけれども、先ほど申しましたとおり、譲受人のほうですね、所有地が合計の9, 947m<sup>2</sup>、それから借入地につきましては1, 117m<sup>2</sup>でございます。

それから、11ページをお願いいたします。

権利取得後の予定でございますけれども、ここは畠でございまして、野菜等を作付をしたいということでなっております。それから、農機具等の所有については、トラクターが1台、田植え機1台、コンバインが1台という所有でございます。

それから、（3）の農業に従事する者ということで、農業歴が48年と。世帯、○○○○さんの場合については一人で農業をされているという状況でございます。

それから、12ページの大きい4番の権利を取得しようとする者、また、耕作等の農作業への従事状況でございますけれども、まず（2）、年齢が68歳、主たる職業が農業ということです。作付の期間につきましては、1月から12月、1年を通しての活動をされるという状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま事務局からの説明が終わりました。

地元委員からの説明をお願いしたいと思いますが。8番。

8番（池田 邦義君） 大体これは担当は12番委員なんですが、今日はお休みということで、私が代弁させていただきます。

今、事務局から報告がありましたように、○○○○君が今専業で農業をされています。当然、家の前でありますし、隣がずっと田んぼで作付されていますので、その延長線上で多分今からもされると思いますので、私は適任じゃないかなと思っております。

それと、元地主であられます○○○○さんのところは、もう一応、何をされているか私もよく分からんんですけど、機械も持たないし、今のところ自己保全という形でされているので、隣が○○○○さんということでおいい条件じゃないかなと思って賛成しております。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。地元委員からの説明も頂きました。

これより質問をお受けしたいと思いますが、この件につきまして何か御質問がございましたらよろしくお願いします。ございませんか。ないようでございますので、この件につきましては終わらせていただきたいと思います。許可相当といたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に行きたいと思います。

第34号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の18ページをお開きください。朗読説明いたします。

議案第34号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（県知事許可分）でございます。

これにつきましては、土地の所在が12筆ございます。1筆ずつ朗読いたします。

北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前896番地1。登記、現況ともに田、863m<sup>2</sup>。次に、北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前897番。登記、現況ともに田、1,247m<sup>2</sup>。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前898番1。登記、現況ともに田、497m<sup>2</sup>。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前903番。登記、現況ともに田、1,407m<sup>2</sup>。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前904番1。登記、現況ともに田、905m<sup>2</sup>。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前906番1。登記、現況ともに田、821m<sup>2</sup>。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前909番1。登記、現況ともに田、530m<sup>2</sup>。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前902番1。登

記、現況ともに田、 $751\text{m}^2$ 。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前900番1。登記、現況ともに田、 $453\text{m}^2$ 。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前901番1。登記、現況ともに田、 $244\text{m}^2$ 。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前902番2。登記、現況ともに田、 $52\text{m}^2$ 。北松浦郡佐々町皆瀬免字春ノ前911番。 $115\text{m}^2$ 。合計の7、 $885\text{m}^2$ でございます。

譲受人が○○○○、社会福祉法人○○○○理事長○○○○。譲渡人、6名いらっしゃいます。○○○○、○○○○、農業。○○○○、○○○○、建設業。○○○○、○○○○、農業。○○○○、○○○○、農業。○○○○、○○○○、農業。○○○○、○○○○、農業でございます。

転用の目的につきましては、保育所施設ということでございまして、の1棟の1、 $650.02\text{m}^2$ の建築面積でございます。駐車場が全部で61台、1、 $820\text{m}^2$ 、ここは神田駅から300m圏内ということで第3種農地でございます。ここを保育所施設を建設して経営をするためということで今回申請が上がっておりまます。

3、 $000\text{m}^2$ を超える所有地になっておりますので、これは県のほうに、長崎県の常設会議のほうに私が出向きましたで説明をするようにいたしております。

それから、場所につきましては、34ページをお開きください。ここの赤い枠がございます。ここが当然申請地でございまして、今の第三保育所があると思うんですが、ちょうどナフコの裏手ぐらいになるんですけども。第三保育所のちょっと奥、ちょっと高張ったところでございます。

この件については、今日、皆さんで現場確認をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、40ページをお願いいたします。被害防除の計画書でございますけども、まず(1)番、申請地の造成計画の内容でございます。

まず、盛土を行うということで、一番高いところが2.2m、それから切土が一番高いところで0.9mという状況でございます。

それから、この造成に伴います被害防除の措置でございますけども、(2)番ですね。周囲には防護柵を設けるという予定をされております。

それから、②番でございますが、近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすおそれを生じさせないための措置でございますけども、建物の高さは10mということでございます。

それから、排水計画でございますけども、雨水排水につきましては、水路を確保して水路放流を行うと。生活雑排水等につきましては、ここは下水道区域でございますので、下水道の本管に直結をするという予定をされております。

それから、43ページの図面を、配置図をお願いいたします。A3版になっている分ですね。

ここでちょうど真ん中が保育所施設という状況でございまして、ここに高さ10mの保育所の施設を予定されておりまして、その左隣が、ここが駐車場でございます。ここは来客用の駐車場でございまして、まず、ここに50台の確保をされるということ。それから左上のほうに11台、これ職員用の駐車場でございます。合計の61台の駐車場を確保されるということでございます。

この保育所施設につきましては、補助事業、住民福祉課の保育所の補助事業、国の補助金を活用して建設を予定をされているというところでございます。

それから、44ページをお願いいたします。

44ページが、この青い部分が水路の雨水排水の水路の予定ですね。

それから、下のほうに緑の点線がございますが、ここが下水道の予定ですね。緑の点線があると思うんですけども、ここに下水道直結の予定をされております。

それから、45ページ、立面図、外見ですね。外見についてはこういった内容での図面のとおりの保育所の施設を予定されております。供用開始については、来年の4月からを予定をされているという状況でございます。

この施設については、今の第三保育所を規模拡大するということで予定をされておりますので、第三保育所の園児たちがこちらのほうに移ってくるというような状況ですね。今の第三保育所は取り壊さずに現況のまま使いたい。現況のままというか学童保育とかは今ちょっと不足しておりますので、そういうものにも活用したいということで、今住民福祉課のほうから報告はあってるところでございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま事務局のほうから説明が終わりました。

引き続いて地元委員からの説明をお願いをいたします。11番。

11番（寶持 雅祥君） ただいま事務局からの御説明があったとおりでございます。皆様の御審議をどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。

以上で、事務局及び地元委員からの説明が終わったところであります。これにつきまして、皆様方から何か御質問がございましたら、お願ひいたします。何かございませんか。

( 私語あり ) いかがですか、何かございませんか。はい、どうぞ 17 番。

17 番 (湯村 速雄君) 質問じゃないんですけど、確認ですけど、18 ページと 39 ページを照らし合わせたところ、901 番の 1 と 902 番の 2 となっているんですけど、字図のほうは 901 番の 2 になっています。どちらかに統一されたほうがいいと思います。

事務局長 (金子 剛君) 字図ですか。

17 番 (湯村 速雄君) はい。字図の 39 ページと 18 ページの。

事務局長 (金子 剛君) ちょっと待ってくださいね。901 と 902。

17 番 (湯村 速雄君) 901 の、18 ページの 901 の 1 番地と 902 の 2 番地になりますけど。字図が。 ( 私語あり )

事務局長 (金子 剛君) すいません。902 の 1 ですね。18 ページが 902 番 1 です。

17 番 (湯村 速雄君) 901 の 1、2 じやない。

事務局長 (金子 剛君) そうです、18 ページが 902 番の 2 になっていますけど、これ 902 番の 1 ですね。こっちの 39 ページ。

17 番 (湯村 速雄君) 901 の 2 じやない。

5 番 (築城 武美君) 901 の 2 でしょ、902 の 1 じやない。

事務局長 (金子 剛君) あ、そうです、そうです。902 の 1 ですね、そうです。

17 番 (湯村 速雄君) 901 の 2 じやないの。

事務局長 (金子 剛君) そうです。18 ページが間違えておりまして、901 番 2 と 902 番 1 ですね——違う、2 か。2 です。

17 番 (湯村 速雄君) ○○○○さんのところは 901 と、901 の 1 と 901 の 2 になると いう。だから……

事務局長 (金子 剛君) 901 の 2。

17 番 (湯村 速雄君) だから 3 番目と、下から 2 番目。

事務局長 (金子 剛君) 902 の 1 ね。

17 番 (湯村 速雄君) 町道側の。

事務局長 (金子 剛君) そうです。○○○○さんのところが 901 の 2 ですね。で、下から 2 番目の○○○○さんのところが 902 番地 1 ですね。

17 番 (湯村 速雄君) そうじやなくてだから、これ。下から 3 番目と下から 2 番目の話はどうなの。

事務局長 (金子 剛君) そうです。下から 3 番目と下から 2 番目。

17番（湯村 速雄君） 902の1は上にあるんです。

事務局長（金子 剛君） 902、ありますね。

（私語あり）

事務局長（金子 剛君） 901の2か。

（私語あり）

事務局長（金子 剛君） 901の2ですね。

（私語あり）

事務局長（金子 剛君） 下から2番目が901の2ですね。

（私語あり）

事務局長（金子 剛君） そうです。901、〇〇〇〇さんのところですね。

会長（藤永 九市君） もう一回事務局でちょっと皆さんに伝えてください。

事務局長（金子 剛君） 18ページの下から2番目ですね。902番2と書いてあるところが、901番2です——の訂正です。すいません。

会長（藤永 九市君） すいませんね。そういうことで皆さん、御訂正お願いします。ありがとうございました。

ほかに皆さん、ございませんか。8番。

8番（池田 邦義君） 水路の件でちょっとお尋ねしたいんですけど、事務局に。この44ページか、この青い線が結局あれでしょ、水路放流でしょ。この水は最終的には、これからどがん流れるんですか。

事務局長（金子 剛君） こっちは佐々川のほうがありますので。

8番（池田 邦義君） 佐々川の横にさ、手前に神田の新田の排水路があつとさ、用水路が、道路横に。そこにあるとさ。そこに流れるわけ。そこに流し込むわけ、それとも直接佐々川に流し込むわけ。

事務局長（金子 剛君） これは直接佐々川。

8番（池田 邦義君） 川。

事務局長（金子 剛君） 川です。

8番（池田 邦義君） あそこ水路、佐々川に流れるごとは。おいどんは水路に行ってさ、なかつちやもんね。

（私語あり）

8番（池田 邦義君） これ多分、佐々川に流れんでね、神田の大新田の水路ばね、我々が掃除するさ、水路の大掃除する時、あそこは水路の清掃ばしよるわけ。

事務局長（金子 剛君） 業者さんの説明、現場確認のときはそういう形で。

8番（池田 邦義君） 佐々川に直接流れるって。

事務局長（金子 剛君） 大きな水路が道路沿いに入っとるんですよ、深いところに。道の下に。

8番（池田 邦義君） 道の下ば、行きよると。

事務局長（金子 剛君） はい。今も現に走っとるですよ。

8番（池田 邦義君） あ、現に走っとるわけ。

事務局長（金子 剛君） 走っとるです。

8番（池田 邦義君） あ、そうですか。分かりました。（私語あり）

会長（藤永 九市君） 御了解いただけましたですか。ありがとうございます。

何かほかにございませんか。（私語あり）ほかにありませんか。——ないようでございましたら、質疑を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、採決を行います。この案につきまして、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございました。賛成多数によりまして、転用やむなしということで県のほうに進達ということにいたします。ありがとうございました。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

会長（藤永 九市君） 次に、第35号議案の農用地利用集積計画の承認について、所有権移転ですね、を議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の46ページをお願いいたします。

第35号議案農用地利用集積計画の承認についてということで、所有権移転でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので本委員会の承認を求める。令和2年2月26日、佐々町農業委員会会長。

次、別紙の47ページでございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画書。

所有権の移転を行う者、○○○○、○○○○、農業。所有権の移転を受ける者、○○○○、○○○○、農業。

土地の所在、佐々町神田免字久保88番、地目、田、面積2, 051m<sup>2</sup>。受け手農家の耕作面積1万5, 434m<sup>2</sup>。権利の種類が所有権移転。区域、農用地区域でございます。

この件については、昨年の6月の総会であっせん申出書が出ているというところでございます。名簿を基に、この受け手のほうの方が決まったということでの今回計画書を提示させていただいております。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。

地元委員からの説明をお願いします。どうぞ。9番。

9番（濱野 卓也君） ただいま事務局から説明があったとおりで、ちょっと前いろいろあったので、話を○○○○さんのほうに持っていくかせてもらいました。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。

この件につきましては、事務局からの説明のとおり、昨年の6月の定例会のときに、このあっせんをお願いした経緯がございます。あっせんにつきましては、今の濱野委員と大瀬推進委員さんにお願いした。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

この件につきまして、皆さん方から御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。何かございませんか。ありませんか。どうぞ、15番。

15番（森田 謙介君） 勉強のために教えてください。このあっせんというのは、農業委員の方を我々が選出して、ここを調べてお願いされると思うんですけれども、売買に——お金の問題ですけれども、どのようにして話を進めていかれるものか、ちょっと参考のために聞かせていただければ私も勉強になります。よろしくお願いします。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） これ当然6月にあっせん申出書が出ておりまして、その後に以前も言っておりましたが、その名簿をつくるわけですね。その名簿というのが、うちのほうは認定農業者以外でもいいとなっているので、まず認定農業者の名簿があります。今回はこの田原地区、神田の田原地区が現場なので、あそこの農地の方の所有者を名簿にして、その中から選んでもらったという状況ですね、まず。

今回○○○○さんが買いたいということで上げておりますので、決まつたら今度はあっせん委員さんお二人が○○○○さんと○○○○さんと協議をして単価でしたね。坪単価で幾らということで。大体ここは5,000円以下ぐらいの単価で、前回のときもそうでしたので、5,000円以下で決定して、農地の売買契約書までを今しているという状況ですね。

それから、その契約が交わしたら、今度事務局のほうが登記簿謄本でございますね、これを変える作業をしていくわけです。それができて法務局に提出と。法務局でそれが認められれば、所有権移転が完了したというような状況です。

15番（森田 謙介君） もう一ついいですか。

会長（藤永 九市君） はい、どうぞ。

15番（森田 謙介君） もうちよつと詳しく聞きたいんですが。じゃ、場所場所によって値段が違うということですね。ということは、万が一私がそういうふうに担当者になった場合には、農業委員会のほうに聞きにいけば分かるんですか。進めていかんといかんと思うんですけど、分からん場合には話にならんと思いますので、その辺も教えてください。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 森田委員が担当される農地といったら、多分森ノ木があそこ優良農地ですので、ここはまず農振地域に入つておかないといけないところなんですね、この事業使うなら。農振地以外はもうだめなんですね、該当しないんですよ。（私語あり）なので、まず農振かどうかというのを確認されて、違つたらもうアウトです、もう3条で交わしてくださいというような形ですので。そこで決定してから、さつきいった流れ、名簿を作成しますので、その中から見つけてもらうと、あっせん委員の方がですね。

それから、単価に変わっていきますけど、森ノ木はちょっとまだ今のところないので、幾らということははつきり言えませんけど、ここで単価を交渉していくというような形ですね。多分5,000円ぐらいじゃないかなと思うんです。大新田のほうは少し高いかもしませんけど、はい。

15番（森田 謙介君） はい、分かりました。

会長（藤永 九市君） 結局基盤整備地と、それから普通の棚田とかそういうずっと地域によつて違いがあるんですね。それとまた税務関係でも分かりますように、大体評価額がというのが地域に分かっておりますので、そういったところを参考にしながらという形、基本的にはなってくるんだろうと思っております。

何かほかにございませんか。——ないようでございますので、この辺で質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、採決を行います。第30号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。賛成多数であります。転用やむなしということで（私語あり）ありがとうございました。承認することいたします。

次に行きたいと思います。

第36号議案非農地通知について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を議題といたしますので、事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の48ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第36号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員の判断を求める。対象の農地については、別紙のとおりでございます。令和2年2月26日、佐々町農業委員会会長。

49ページをお願いいたします。ここに非農地一覧表をつけております。一番上を御覧ください。番号については、これは今までの続き番号でございますので、1412番からになっております。

所在が大字木場免字開47の1、地目台帳、畠、登記簿、畠、面積53m<sup>2</sup>、所有者、○○○○ほか133件でございます。

これ後ろのほうに昨年同様航空写真を面ごとにつけておりますので、そこをちょっと御確認をしていただきながら決定のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

会長（藤永 九市君） ただいま36号議案について、非農地通知について、事務局のほうから説明を頂きました。これにつきまして何か御質問ございませんでしょうか。49ページから53ページまでですね。事務局長。

事務局長（金子 剛君） すいません、言い忘れておりました。この非農地通知を出すに当たって、この所有者たちには当然非農地、地目変更していいかというアンケートは済んでおります。農地のままでいいという方が20名ほどいらっしゃいました。なので、その分は抜きまして、今回一覧表として提示をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。

17番。

17番（湯村 速雄君） 1474番の方が、また耕作に向けて管理をしていきたいという申出がありました。

事務局長（金子 剛君） 1474番。

17番（湯村 速雄君） はい、○○○○さん。

事務局長（金子 剛君） ○○○○さん。じゃ、これは農地のままでということですか。

17番（湯村 速雄君） はい。

事務局長（金子 剛君） はい、分かりました。50ページです。

会長（藤永 九市君） ほかに何かありませんか。いかがですか。——ないようでございますので、質疑について終わらせていただきたいと思います。採決を行います。第……（私語あり）

それでは、今採決を前にしまして、皆さんから航空写真等を見ていただきて決めていきたいと思いますので、暫時休憩を行います。よろしくお願ひします。

（休 憩 午後 2時40分）

（会議再開 午後 3時10分）

会長（藤永 九市君） それでは、お疲れさまでございました。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、航空写真と照合しながら、皆さん方、それぞれ確認をいただいたかと思います。そのことについて、それぞれページごとに一応確認の結果を、訂正のところだと思いますけれども、御報告をいただきて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず49ページのほうから順に訂正箇所がありましたら、その地区の皆さんから隨時報告をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

18番（筒井 浩一君） 会長、その前にちょっと質問ですけどこっち、ちょっと、今、（聞き取り不能）

事務局長（金子 剛君） 皆さんから確認ば、紫のあれで取ってもらったときに、Bって書いてあるところは全部載せているんです。

会長（藤永 九市君） ようございますかね。それから、皆さんに報告しておきますけども、5番の築城委員さんが、用件ができたために途中退座しておられますので報告しておきます。よろしくお願ひします。

それで、49ページのほうから順次お願ひしたいと思いますので、その場で報告をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

そしたら、木場のほうからですね。16番 どうぞ。

16番（林 勇作君） （聞き取り不能）

事務局長（金子 剛君） まず、番号から言ってもらってよろしいですか。

16番（林 勇作君） もう一回言います。1413番、それと……。

事務局長（金子 剛君） ちょっとお待ちください。

16番（林 勇作君） まず、それは農地ですよ。農地1413番。

事務局長（金子 剛君） いや、番号ば言ってもらってよかですか。

16番（林 勇作君）（聞き取り不能）（私語あり）

事務局長（金子 剛君） 番号が1413番。

16番（林 勇作君） そう、15番。

事務局長（金子 剛君） 1413番。

16番（林 勇作君） その2つは、ちょっと農地です。（私語あり）

事務局長（金子 剛君） ごめんなさい。1413と。

16番（林 勇作君） 1415。

事務局長（金子 剛君） 1415ですね。

16番（林 勇作君） あとは右、ずっと1412から12、14、16、それからずっと下のほうまで行きます、行って1424番まで非農地。

事務局長（金子 剛君） いやいや、もう非農地のところは言わんで、もう、その地目は変えんとこだけ言うてください。

会長（藤永 九市君） 訂正の箇所だけお願いします。

事務局長（金子 剛君） 次、もう一回最初からよかですか。

16番（林 勇作君） 1413番、1415番、1425番、1426番、1427番が農地です。

以上です。

事務局長（金子 剛君） 順番はよかですよ、ページば言って、番号言って。どうぞ。

会長（藤永 九市君） 順次お願いします。

次、49ページはなかですね。次のページ行きましょうか、50ページ。

事務局長（金子 剛君） 50ページはよろしいですか。3番。

3番（濱野 努君） 1497番、前回転用の申請が出ておりますので、これは非農地としてはできません。

以上です。

会長（藤永 九市君） 次、どうぞ。50ページ、なかですね。

次、51ページは。どうぞ。

8番（池田 邦義君） 1564番、これは町の33号議案ですか、33号議案に出ていましたから。

事務局長（金子 剛君） あと、51ページはよろしいですか。

16番（林 勇作君） 1530番と31番は木場地区なんんですけど、分かりませんでした。

事務局長（金子 剛君） 1530と1531番は……（私語あり）

そのままですね。分かりました。

会長（藤永 九市君） 51ページはなかですね。

次、52ページ。訂正箇所なかですね。

事務局長（金子 剛君） よろしいですか。

会長（藤永 九市君） 最後のページの53ページに行きましょうか。ありませんか。ないよう  
でございますので、いま一度、事務局長のほうから確認をいたしますので、よろしくお願  
いします。

事務局長（金子 剛君） それでは、49ページをお願いいたします。

農地のままにするというところを再度確認をいたします。番号と地番と言いますので、  
御確認をお願いいたします。

49ページ、まず、番号1413番の50番地、木場免字開ですね。それから、  
1415番の木場免字開の123の1です。それと、下に行って、1425番、木場免字  
鎌田368の1、それから、下の1425、木場免字鎌田、368の3、それから、下の  
1427、木場免字鎌田の376番。

次、50ページです。1474、大茂免字庵ノ谷323の1、それから、下に行って、  
1497、古川免字鴨川原32の1。

それから、51ページです。1564、羽須和免の字牧崎952の1です。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） お分かりでしょうか。ありがとうございました。

ただいま、皆さん方から十分調査をいただきましてですね、49ページから53ペー  
ジ、訂正箇所といいますか、皆さん方から報告をいただきました。よって、ほかはないよ  
うでございます。この非農地につきましては、皆さんも御承知のとおり、夏場の暑い中で  
パトロールをしていただいた結果であります。そういうことから、本日のこの非農地の承  
認いただいた後に、それぞれの皆さんに通知をするような形になるかと思っております。

ただいま除いた以外については、農地通知、非農地通知として御承認をいただきます  
でしょうか。皆さん、これについて何か御質問ございませんか。ないようでございますの  
で、それでは、採決を改めて行ないます。

ただいま除いた中で、第36号議案 非農地通知について、承認されることに賛成の方  
の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数により承認することに決し  
ました。これを異議なしとして、所有者、相続人の方へ通知することといたします。御協  
力ありがとうございました。

それで、以上で終わる形になりますが、次の日程6のその他のほうに移りたいと思いま  
す。事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、その他の①でございます。農地利用最適化推進会議（全体会）の日程ということで、スケジュールで組んでおりました年2回の全体会を3月の、ちょっとまだ日にち決めてないんですが、中旬後ぐらいに予定をさせていただきたいと思います。また、通知のほう出させていただきます。

会議内容は、この前、人・農地プランの協議ということで、木場地区がこの前終わりましたので、その結果等をちょっと勉強会といいますか、今後、ほかのところもございますので、話を進めていきたいというふうに思っております。時間的には、19時ぐらいからでよろしいですか。夜7時ぐらいから予定をしたいというふうに思っております。

それから、②番の3月の定例会でございますが、3月26日木曜日、13時30分から予定をしたいというふうに思っております。五役会のほうは3月17日の13時30分から予定をしたいというふうに思っております。

それから、最後、その他ですけども、活動記録簿をちょっと早めに頂きたいなと思っていまして、今日忘れた方は、ちょっと今週中に、ちょっと集計ができませんので、頂きたいというふうに思っております。

それと、この後、現場に行きますけども、北部の方が自家用で行っていただきて、ちょっと10人乗りの車しかないので、自家用で行っていただきたいというふうに思っております。自分の車で行かれる方は、南部の方でも行ってもらって構いませんので、よろしくお願ひしたいと思います。集合場所は、教育委員会の前のところに車停めておりますんで、教育委員会の前のところに集合をお願いしたいと思います。

以上でございます。（発言の声あり）そうですね、そっちのほうがよかかも知れません。神田駅の手前のシャッターの農機具倉庫のところの前にも停めて、枠をくぐってもらってもよかったです。どちらでもいいです。

会長（藤永 九市君） その他についての事務局からの説明がございましたけども、何か、その他についてございませんか。（「なし」の声あり）ないようでございます。本日はありがとうございました。

本日は、これをもちまして、総会を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

（閉会 午後 3時30分）

上記のとおり相違ありません

会長 藤永九市

会議録署名委員 篠城武美

会議録署名委員 藤永茂